

(一般課税方式により消費税の確定申告をしている場合は必ず必要です。)

## 補助金に係る消費税仕入控除税額計算書

○ 添付資料 「消費税及び地方消費税の確定申告書」及び「付表2」(税務署收受控コピー)

- \* 一般課税方式により申告しているときは、「消費税及び地方消費税の確定申告書」及び「付表」等で次の事項を確認し、該当するものに「○」を記入し、計算してください。
- \* 補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合は、**課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象**としてください。
- \* 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨ててください。
- \* 提出期限：当該事業における年度の消費税の確定申告が終了後1ヶ月以内に提出して下さい。なお、消費税の申告を要しない法人については、事業終了後速やかにご提出をお願いします。

【     】 消費税法別表第三に掲げる法人または人格のない社団等（学校法人、社会福祉法人、社団法人等）で、**特定収入割合が5%を超えるため返納額なし**

特定収入割合 \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_ %

【     】 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合

Aの計算により算出してください

A 補助金に係る消費税仕入控除税額 =  $\frac{\text{課税仕入れに使用した補助金額} \times 10/110}{\text{計算式:}}$

\_\_\_\_\_ 円

【 ○   】 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超の場合

BまたはCにより計算してください

(     ) 個別対応方式 (B)     ( ○ ) 一括比例配分方式 (C)

計算式:  $100,000 \times 10/110 \times \bullet\bullet\bullet\%$   
=  $\bullet\bullet\bullet$  円

B 個別対応方式の場合

補助金に係る消費税仕入控除税額 = ① + ②

(ア) 課税売上げのみに要する補助対象経費に使用された補助金

$\frac{\text{課税仕入れに使用した補助金額} \times 10/110}{\dots}$  ①

(イ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$\frac{\text{課税仕入れに使用した補助金額} \times 10/110 \times \text{課税売上割合}}{\dots}$  ②

(ウ) 非課税売上げのみに要する補助対象経費に使用された補助金

補助金の返還額なしのため、0円と記載してください(様式10の4~6も同様)。

C 一括比例配分方式の場合

補助金に係る消費税仕入控除税額 =

$\frac{\text{課税仕入れに使用した補助金額} \times 10/110 \times \text{課税売上割合}}{\dots}$

※課税仕入れ

- ・ 課税仕入れとは、商品などの棚卸資産の仕入れ、機械や建物等の事業用資産の購入又は賃借、原材料や事務用品の購入、運送等のサービスの購入、そのほか事業のための購入などをいう。事業のための購入であれば、仕入先が免税事業者や消費者の場合でも課税仕入れに当たる。
- ・ ただし、土地の購入や賃借などの非課税取引、課税対象とならない給与、賃金などは課税仕入れに含まれない。